

## 2 EU加盟国の GI 監視スキーム等の実態調査

### 2.1 はじめに

#### 2.1.1 背景

地域には伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性がその品質等の特性に結びついている産品が多く存在する。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し保護する制度が2015年から始まった**地理的表示（GI）保護制度**である。GI保護制度は欧州で長い歴史があり、欧州連合（EU）は1992年に原産地名称保護制度を制定し、域内でのGIを保護している。

日本のGI保護制度は、国内では政府がその権利を保護することを定めている。一方、海外でもGIを含む知的財産の侵害は起こっている。日本のGIや地名に関係する商標を第三者が海外において出願（冒認出願）を行っている事例や、海外で日本のGI産品や日本ブランドの模倣品が販売される事例が確認されている<sup>5</sup>。

このような中で、2019年2月1日に日本と欧州連合の経済連携協定が発効された。地理的表示について相互に高いレベルで保護されることになり、日本側の48のGI産品とEU側の71のGI産品はそれぞれの法制度により保護されることとなった。

#### 2.1.2 本書の目的

そこで本調査はEU主要国のGI監視の実態を調査し、EU域内で日本のGI産品の模倣品が発見された場合に生産者団体等がとりうる措置を整理した。調査はGIに積極的な国や農林水産分野において日本と関係が深い国6カ国を対象とした。文献調査、現地調査、現地法律事務所への再委託を通じた情報収集を行い、検討会での討議を経て成果を本書にまとめている。

本書はGI産品の生産、販売にかかわる方、特に外国への輸出を行っている、またはこれから輸出を検討されている方を対象としている。EU主要国において外国のGIの侵害がいかに解決されているかを紹介し、日本の農林産物・食品の輸出拡大の一助となることを願うものである。



<sup>5</sup> 農林水産省平成30年度国内外における地理的表示(GI)の保護に関する活動レポート  
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/gi\\_mark/attach/pdf/index-8.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/attach/pdf/index-8.pdf)

### 2.1.3 調査結果の概要

EU及び調査対象国のGI監視スキームの概要を以下にまとめる。なお、イギリスは調査開始当初EU加盟国であったが、2020年1月31日にEUを離脱した。イギリスに関する本書の情報は2020年12月31日まで有効である。

| 調査対象国・地域名 | GI登録件数                | GI侵害の通報窓口                                                                                                                         | GI監視スキームの特徴                                                                                                                                    |
|-----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| EU        | PDO: 640<br>PGI : 756 | EU加盟国の当局が参加する情報交換ネットワーク（FFN-AAC）                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州委員会による各国の GI 制度と EU 制度との整合性の監視</li> <li>・ 欧州司法裁判所による司法判断</li> <li>・ EU 税関による模倣品を監視・差し押さえ</li> </ul> |
| イタリア      | PDO:167<br>PGI : 130  | 農業食品森林政策省（MIPAAF）の農産加工品品質保護・不正防止中央監査機関（ICQRF）                                                                                     | 強い中央集権監視員制度                                                                                                                                    |
| フランス      | PDO:105<br>PGI : 144  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済財政省の DGCCRF</li> <li>・ 国立原産品質研究所（INAO）</li> </ul>                                      | 中央集権（国内・国外で別担当）                                                                                                                                |
| スペイン      | PDO:102<br>PGI : 90   | 原則、州政府あるいは農業漁業食料環境省（MAPAMA）の有機農業・差別化品質総局（SGCDAE）                                                                                  | 地方分権                                                                                                                                           |
| ドイツ       | PDO:12<br>PGI : 79    | 原則、州政府一般には郡・市レベルが窓口として指定                                                                                                          | 強い地方分権                                                                                                                                         |
| イギリス      | PDO:27<br>PGI : 42    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物食品、蒸留酒：環境食品地域省（DEFRA）他、各地方政府及び取引基準局</li> <li>・ ワイン：食品基準局（FSA）及び内国歳入庁（HMRC）</li> </ul> | 地方分権<br>品目別管理                                                                                                                                  |
| オランダ      | PDO:6<br>PGI : 5      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物：食品消費者製品安全局（NVWA）</li> <li>・ 乳製品管理局（COKZ）</li> <li>・ 果実野菜管理局（KCB）</li> </ul>          | 中央集権<br>品目別管理                                                                                                                                  |

登録件数：2019年12月31日登録済

## 2.2 EU

### 2.2.1 概要

GI制度は、その土地と結びついた高品質な農産物や食品の名称を保護する制度である。欧州各国には、特にワインにおいて独自のGI制度が早くから存在したが、1992年にEU規則<sup>6</sup>が制定され、EU加盟国に共通の制度となった。今日では、農産品及び食品、ワイン、蒸留酒、香味付けワインの4つのカテゴリにそれぞれEU規則が定められている<sup>7</sup>。

EUのGI制度は、製品と土地の結びつきの強さにより、原産地呼称保護（英Protected designation of origin : PDO）と地理的表示保護（英Protected geographical indication : PGI）の2つがある。PDOはすべての生産工程をその土地で行うもの、PGIは生産工程の一部をその土地で行うものである。

EUのGI制度

|           | 原産地呼称保護<br>PDO                                                                      | 地理的表示保護<br>PGI                                                                       |                                              |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 概要        | 製品の特徴が生産された地域と強く結びつくもの                                                              | 製品の品質、評価、その他の特徴が特定の地域と結びつくもの                                                         |                                              |
| 製品        | 食品、農産物、ワイン                                                                          | 食品、農産物、ワイン                                                                           | 蒸留酒、香味付けワイン                                  |
| 仕様        | 生産、加工、調整のすべての工程をその土地で行う<br>ワインの場合、原材料のブドウは100%地元産                                   | 生産、加工、調整の1つ以上の工程をその土地で行う<br>ワインの場合、原材料のブドウは85%以上が地元産                                 | 蒸留や熟成の1つ以上の工程をその土地で行う<br>ただし、原材料は地元産である必要はない |
| 事例        | カラマタ・オリーブオイル（ギリシャ）                                                                  | ヴェストフェーリッシャー・クノッヘンシンケン・ハム（ドイツ）                                                       | スコッチウイスキー（スコットランド）                           |
| ラベル       |  |  |                                              |
| ラベル<br>添付 | 食品、農産物は義務<br>ワインは任意                                                                 | 食品、農産物は義務<br>ワインは任意                                                                  | 任意                                           |

<https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained#latest>

<sup>6</sup> 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地呼称の保護に関する理事会規則第2081/92号1992年7月14日 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A31992R2081>

<sup>7</sup> 農産物及び食品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012

ワイン：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 1308/2013

香味付けワイン：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 251/2014

蒸留酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.110/2008

2019年12月31日現在、PDOは642件、PGIは756件が登録されている。国別の登録件数をみると、最も多いのがイタリア、次いでフランス、スペインと南ヨーロッパが続き、これら上位3カ国で全体の5割以上を占める。

農産物・食品におけるEUのGI登録件数 国別

| 国名       | PDO | PGI | 総計   |
|----------|-----|-----|------|
| イタリア     | 167 | 130 | 297  |
| フランス     | 105 | 144 | 249  |
| スペイン     | 102 | 90  | 192  |
| ポルトガル    | 64  | 74  | 138  |
| ギリシャ     | 76  | 31  | 107  |
| ドイツ      | 12  | 79  | 91   |
| イギリス     | 27  | 42  | 69   |
| ポーランド    | 8   | 23  | 31   |
| チェコ共和国   | 6   | 23  | 29   |
| クロアチア    | 12  | 11  | 23   |
| スロベニア    | 8   | 13  | 21   |
| オーストリア   | 10  | 5   | 15   |
| ベルギー     | 4   | 11  | 15   |
| ハンガリー    | 6   | 8   | 14   |
| スロバキア    | 2   | 10  | 12   |
| オランダ     | 6   | 5   | 11   |
| 中国       | 4   | 6   | 10   |
| デンマーク    |     | 8   | 8    |
| フィンランド   | 5   | 2   | 7    |
| リトアニア    | 1   | 6   | 7    |
| ルーマニア    | 1   | 6   | 7    |
| アイルランド   | 3   | 4   | 7    |
| スウェーデン   | 3   | 3   | 6    |
| キプロス     | 1   | 4   | 5    |
| タイ       |     | 4   | 4    |
| ルクセンブルグ  | 2   | 2   | 4    |
| ブルガリア    | 1   | 2   | 3    |
| ラトビア     | 1   | 2   | 3    |
| トルコ      | 2   | 1   | 3    |
| ノルウェー    |     | 2   | 2    |
| アンドラ     |     | 1   | 1    |
| カンボジア    |     | 1   | 1    |
| コロンビア    |     | 1   | 1    |
| ドミニカ共和国  | 1   |     | 1    |
| インド      |     | 1   | 1    |
| インドネシア   |     | 1   | 1    |
| マルチカントリー | 1   |     | 1    |
| ベトナム     | 1   |     | 1    |
| 総計       | 642 | 756 | 1398 |

(EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済)

品目別の登録件数をみると、最も多いのが果物・野菜・穀類次いでチーズ、肉製品、肉、油・油脂である。品目によって特徴があり、チーズや油・油脂では、PDOの登録件数がPGI登録件数を大きく上回り、肉製品や肉ではその逆である。これは原材料（肉の場合は飼料）が地元で調達し易いかどうかの影響すると思われる。

農産物・食品におけるEUのGI登録件数 品目別

| 品目                        | PDO | PGI | 総計   |
|---------------------------|-----|-----|------|
| Class 1.6. 果物、野菜、穀類       | 156 | 234 | 390  |
| Class 1.3. チーズ            | 190 | 49  | 239  |
| Class 1.2. 肉製品            | 37  | 143 | 180  |
| Class 1.1. 肉              | 43  | 122 | 165  |
| Class 1.5. 油、油脂           | 116 | 19  | 135  |
| Class 2.4. パン、菓子類         | 4   | 77  | 81   |
| Class 1.8. その他（スパイス等）     | 39  | 27  | 66   |
| Class 1.7. 水産物            | 14  | 36  | 50   |
| Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等） | 35  | 12  | 47   |
| Class 2.1. ビール            |     | 21  | 21   |
| Class 2.7. パスタ            |     | 10  | 10   |
| Class 3.2. 精油             | 3   | 1   | 4    |
| Class 3.5. 花き、植物          |     | 3   | 3    |
| Class 2.5. 天然ゴム、樹脂        | 2   |     | 2    |
| Class 2.6. マスタードペースト      |     | 2   | 2    |
| Class 3.1. 干し草            | 1   |     | 1    |
| Class 3.4. コチニール（昆虫由来の色素） | 1   |     | 1    |
| Class 3.6. ウール            | 1   |     | 1    |
| 総計                        | 642 | 756 | 1398 |

（EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日登録済）

## 2.2.2 GI監視スキーム

農産物・食品についてのEU規則（欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012）によると、加盟国政府がGIの監視責任を持つとされている。

- EC 規則 No.882/2004※に則り、加盟国は管理当局を指定すること、各国の管理当局は製品のコンプライアンスの検証及び名称利用の市場監視の責務を負うこと(EU 規則 No.1151/2012 第 36 条)
- 名称利用の市場監視について、加盟国政府は管理当局（名称・住所）を欧州委員会に通知し、欧州委員会が公表すること、加盟国はリスク分析に基づきチェックを行い、違反を発見した場合には必要な措置をとること（同第 38 条）

名称利用の市場監視について、各国における当局の名称や連絡先の情報は、欧州委員会がまとめてホームページで公表している<sup>8</sup>。これを見ると、1つの機関が管理する集約型の国が多いが、複数の機関が管理する分散型の国もある。分散型管理体制の国は、主に州政府が管理当局となっているが、ドイツでは郡レベルが管理当局に指定されており、その数は160以上に上る。

EU各国の管理当局の数

| 国      | 管理当局の数 | 国       | 管理当局の数 |
|--------|--------|---------|--------|
| オーストリア | 9      | イタリア    | 3      |
| ベルギー   | 1      | ラトビア    | 1      |
| ブルガリア  | 1      | リトアニア   | 1      |
| クロアチア  | 3      | ルクセンブルグ | 1      |
| キプロス   | 1      | マルタ     | 1      |
| チェコ共和国 | 3      | オランダ    | 3      |
| デンマーク  | 1      | ポーランド   | 1      |
| エストニア  | 1      | ポルトガル   | 4      |
| フィンランド | 2      | ルーマニア   | 1      |
| フランス   | 2      | スロバキア   | 1      |
| ドイツ    | 161    | スロベニア   | 1      |
| ギリシャ   | 1      | スペイン    | 19     |
| ハンガリー  | 1      | スウェーデン  | 1      |
| アイルランド | 1      | イギリス    | 5      |

※イタリアは1つの省内の総局レベルをカウント

（2018年5月現在）

[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

[fisheries/food\\_safety\\_and\\_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

<sup>8</sup> [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

[fisheries/food\\_safety\\_and\\_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf)

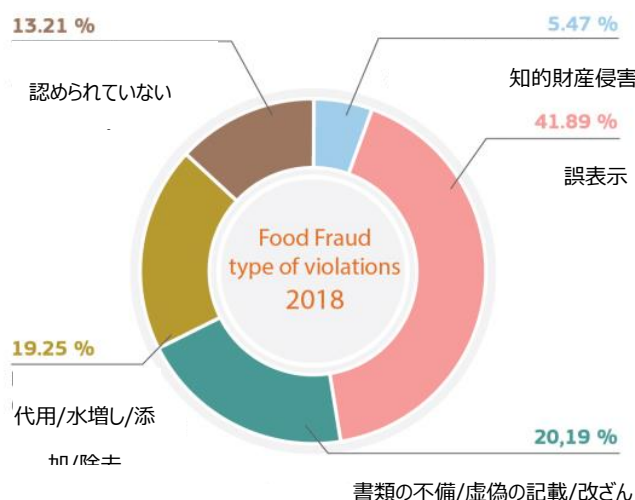
## 欧州委員会の役割

EUのGI監視責任は各国の管理当局にあるが、欧州委員会にはEUの制度全体を監視する役割がある。GI制度はEU規則に定められており、EU規則は加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国に直接的な法的拘束力がある。欧州委員会は、EU規則に整合しない各国独自の制度に対して修正や廃止を要求してEU共通の制度を維持している。この手続きは以下の3段階で進められる。一例として、欧州委員会は2018年からブルガリア政府に対して国内のGI制度の廃止を求めており、現在第2段階の手続きに入っている<sup>9</sup>。

- ・ 第1段階：是正を求める通知の送付
- ・ 第2段階：改善されない場合、2か月以内に回答義務がある意見書の送付
- ・ 第3段階：改善されない場合、欧州裁判所での審議

## EU域内の情報交換ネットワークAAC

食品偽装に関連して2013年からEU加盟国間の情報連携をはかるEU Food Fraud Network（FFN）が開始されている。各国の窓口の連絡先を共有し、EUの農業食品規制の国境を越えた違反に対して自発的に協力していこうという仕組みである。欧州委員会は、FFNに参加するメンバーが情報をやりとりするITシステムAdministrative Assistance and Cooperation system（AAC）を提供している。2018年度は1,153件の情報交換、234件の協力要請がAACを通じて行われ、このうち5.47%は知的財産の侵害であった<sup>10</sup>。



### AACを通じて報告された案件の内訳（2018年）

The EU Food Fraud Network and the System for Administrative Assistance-Food Fraud  
Annual Report 2018

<sup>9</sup> [http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-19-462\\_en.htm?locale=FR](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-462_en.htm?locale=FR)

<sup>10</sup> [https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud\\_network\\_activity\\_report\\_2018.pdf](https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_network_activity_report_2018.pdf)

EU加盟国間の情報のやりとりはAACを通じて円滑に行われており、2018年にはスペイン産オリーブオイルの不正表示がイギリス当局より通報され、スペイン当局が対処している。

### 欧州司法裁判所の役割

欧州司法裁判所（European Court of Justice : ECJ）は、EUの法令の解釈や運用について審議する機関であり、EUにおける最高裁判所である。GI侵害に関する審議はまず各国の地方裁判所から開始されて最高裁判所へと進み、国内審議で解決されない場合は最終的に欧州司法裁判所で審議される。

### 「バルサミコ」問題

「モデナのバルサミコ酢（Aceto Balsamico di Modena）」は2009年にPDO及びPGIを取得したイタリアのモデナ地域で生産されるバルサミコ酢である。しかし、ドイツ企業のBalema社は「ドイツのバルサミコ（Deutscher Balsamico）」という名称でワイン酢を長らく生産販売していた。

「モデナのバルサミコ酢」を生産するコンソーシアムは、Balema社に対し、「ドイツのバルサミコ」はGIの侵害であり、名称の利用を辞めるよう警告状を通知。これに対してBalema社は名称を使用する権利があることの確認を求めてドイツの裁判所に宣言判決を提起。ドイツ連邦裁判所は、欧州司法裁判所に判断を委ねた。

2019年12月4日、欧州司法裁判所は、「モデナのバルサミコ酢」は保護されるべき名称であるが、この中の「酢」、「バルサミコ」、「バルサミコ酢」は一般名称であり、保護の対象ではないと判断した。欧州司法裁判所の判断は最終結審であり、「ドイツのバルサミコ」はこれからも販売できることになった。（ECJ C-432/18）

(<https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2019-12/cp190150en.pdf>)



## EU税関の役割

各国の税関は、国境を通過する物品に模倣品がないかどうかを検査している。知的財産の所有者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ申請し警戒してもらうことができる（EU規則No.608/2013）。申請は無料、1年間有効、延長可能である。税関が模倣品を差し押さえた場合、その保管費用、税関がサンプルを申請者に提供するための費用、廃棄費用、必要な翻訳費用等については、申請者が負担する原則<sup>11</sup>であるが、国により事情は異なるようである<sup>12</sup>。

知的財産の権利の及ぶ範囲によって、申請は国レベル、EUレベルの2つがあるが、EUのGI産品の生産者あるいはその代理人は、いずれの申請も可能である。2018年は（※GIに限らず）国レベルで2,570件、EUレベルで1,343件の申請があった<sup>13</sup>。

統計をみると、税関が介入するケースの98%は事前申請されていた品に関するものであり、申請しなければ税関は介入しにくいといえる。差し押さえられた物品は、タバコ、玩具、包装材が多い。その約90%は廃棄されたが、6.3%は権利者からの指示がなく商品の輸入先に引き渡されている。

GI産品の模倣については不明であるが、2018年度の食品関連の模倣品の差し押さえは73件で約167万点、小売価格にして約179万ユーロ（日本円で約2.2億円）であった。食品は中国からの模倣品が圧倒的に多い。

税関の模倣品差し押さえ実績（2018年）

| カテゴリ |         | 摘発件数 | 品数        | 真正品の小売価格<br>(ユーロ) |
|------|---------|------|-----------|-------------------|
| 1a   | 食品      | 47   | 1,264,781 | 1,166,042         |
| 1b   | アルコール飲料 | 9    | 46,579    | 200,218           |
| 1c   | その他の飲料  | 17   | 354,036   | 422,079           |

European Commission (2019)

差し押さえ品の輸出地域（2018年）

| カテゴリ |         | 差し押さえ品の輸出地域<br>(品数ベース) |             |              |
|------|---------|------------------------|-------------|--------------|
| 1a   | 食品      | 中国 94.27%              | 香港 5.73%    |              |
| 1b   | アルコール飲料 | 北マケドニア 60.48%          | モルドバ 24.46% | アルバニア 13.06% |
| 1c   | その他の飲料  | トルコ 69.75%             | 中国 30.25%   |              |

European Commission (2019)

<sup>11</sup> European Commission (2014) Customs enforcement of intellectual property rights in the EU. Manual for the completion of applications for action and extension request,

<sup>12</sup> 日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所（2018）「EU・欧州主要国における模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査」

<sup>13</sup> European Commission (2019) Report on the EU customs enforcement of intellectual property rights: Results at the EU border, 2018.

## ～GIを守るために～

### 税関への申請制度

知的財産の所有者は、模倣品の流通を速やかに差し止めるため、税関に知的財産の保護をあらかじめ申請し警戒してもらうことができる（Application for Action）。

### 申請方法

EUのサイト（以下URL参照）から申請書式をダウンロードして記入し、必要書類を揃えて当局へ送る。

([https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/customs-controls/counterfeit-piracy-other-ipr-violations/defend-your-rights\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-controls/counterfeit-piracy-other-ipr-violations/defend-your-rights_en))

- ・申請様式（Application form for action）
  - ・記入方法のマニュアル（英語）
  - ・送付先の税関当局リスト（competent customs department）
- 等が上記のサイトより入手可能

### 注意事項

- ・申請は、紙媒体でも電子媒体でも可能
- ・申請先の税関が使用する言語で記入すること
- ・記入した申請様式のほか、申請者の資格を証明する書類（所有権利者の場合は権利登録書、使用権利者の場合は契約書等）が必要
- ・延長申請は、期限失効の少なくとも30日以前に行うこと

### 保護のしくみ

申請後、30日以内に税関から申請が承認されたかどうか連絡がある。保護は承認日から1年間有効である。

税関は、模倣品の疑いのある物品を発見すると、知的財産の権利者（保護申請者）と疑義のある商品の保有者（輸入先）の双方に連絡する。いずれの当事者も10日以内に税関に回答する。当事者の対応や侵害品の状況によって税関のとり措置は幾つかに分かれている：

- ・双方の合意の下、商品を廃棄処分する
- ・侵害が明らかで模倣品が少数の場合、商品の保有者の承諾の下、権利者の合意がなくても廃棄処分する
- ・権利者が税関に回答しない場合、商品の保有者に引き渡す 等

## 2.3 イタリア

### 2.3.1 概要<sup>14</sup>

人口は5,936万人（2017年）、面積は日本の約8割である。EUの主要農業大国で農業生産額はフランスに次ぐEU第2位、EU全体の13%を占める（2016年）。南北に長い国土のうち約7割が山岳・丘陵地であるが、山地も農用地として利用されている。北部は大陸性気候で雨が多く、灌漑が発達し、水稻、軟質小麦、酪農が中心である。南部は地中海性気候で特に夏季に雨が少ないことから、硬質小麦、オリーブ、柑橘等が栽培されている。なお、ワイン用ブドウは全国で広く栽培されている。主要農産物は、小麦、トマト、オリーブ、生乳、豚肉等である。



1980年代半ばに有機農業団体が設立されるなど有機農業が盛んであり、有機農用地面積は149ha、農用地面積の12%を占める（2015年）。

1 経営体当たりの平均経営面積は8.4ha（2013年）と小規模である。国内総生産に占める農林水産業の比率は1.9%（日本は1.1%）である。

農林水産業の地位（2017年） 単位：億USドル、%

|            | イタリア   |       | 日本     |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            | 名目額    | 比率    | 名目額    | 比率    |
| 国内総生産（GDP） | 19,438 | 100.0 | 48,724 | 100.0 |
| うち農林水産業    | 372    | 1.9   | 542    | 1.1   |

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からイタリアへの輸出額が3千万USドルであるのに対し、イタリアから日本への輸入額は約30億USドルと約100倍である（2018年）。日本の輸出上位品目はレシチン等<sup>15</sup>、真珠、植木等であり、イタリアからの輸入上位品目はタバコ、アルコール飲料、オリーブ油である。

<sup>14</sup> イタリアの農林水産業概況、農林水産省2019

[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/attach/pdf/index-124.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-124.pdf)

<sup>15</sup> 食品添加物（乳化剤）や化粧品に使用される。

農林水産省貿易概況（2018年） 単位：百万US ドル

|           | 輸出<br>(日本→イタリア) | 輸入<br>(イタリア→日本) | 日本の<br>収支 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------|
| 総額        | 4,702           | 11,428          | ▲6,727    |
| 農林水産物     | 31              | 2,989           | ▲2,958    |
| 農林水産物のシェア | 0.7             | 26.2            | -         |

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位5品目（2018年）

輸出：日本→イタリア（単位：百万USドル%） 輸入：イタリア→日本（単位：百万USドル%）

| 品目名      | 輸出額 | シェア   | 品目名      | 輸入額   | シェア   |
|----------|-----|-------|----------|-------|-------|
| レシチン等    | 4   | 12.0  | タバコ      | 1,915 | 64.1  |
| 真珠       | 3   | 8.7   | アルコール飲料  | 207   | 6.9   |
| 植木等      | 2   | 6.1   | オリーブ油    | 131   | 4.4   |
| スープ・ブロス  | 2   | 5.8   | ナチュラルチーズ | 91    | 3.0   |
| ソース混合調味料 | 2   | 5.0   | トマト（調整品） | 89    | 3.0   |
| 総額       | 31  | 100.0 | 総額       | 2,989 | 100.0 |

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、イタリア語でDenominazione di Origine Protetta（D.O.P）、地理的表示保護（PGI）はIndicazione Geografica Protetta（I.G.P）と呼ぶ。イタリアの農産物・食品のGI取得状況は、PDO167件（2019年12月31日時点、登録済み）、PGI 130件、合計297件となっており、EU第1位である。品目別をみると、PDOはチーズ、油・油脂、果物・野菜・穀類が多く、PGIは圧倒的に果物・野菜・穀類が多い。多くの産が店舗に並んでおり、イタリアの消費者にとって身近な存在である。

品目別GI登録件数

| 品目                        | PDO | PGI |
|---------------------------|-----|-----|
| Class 1.1. 肉              | 1   | 5   |
| Class 1.2. 肉製品            | 21  | 22  |
| Class 1.3. チーズ            | 50  | 2   |
| Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等） | 5   | -   |
| Class 1.5. 油、油脂           | 42  | 4   |
| Class 1.6. 果物、野菜、穀類       | 36  | 76  |
| Class 1.7. 水産物            | 2   | 3   |
| Class 1.8. その他（スパイス等）     | 6   | 2   |
| Class 2.4. パン、菓子類         | 3   | 11  |
| Class 2.7. パスタ            | -   | 5   |
| Class 3.2. 精油             | 1   | -   |
| 総数                        | 167 | 130 |

EU eAmbrosiaデータベース、2019年12月31日時点登録済



北中部パルマ周辺のパルミジャーノ・レッジャーノ (PDO) とグラナパダーノ (PDO)



北東部ヴェネト州のリゾ・ナノ・ヴィアローネ・ヴェロナーゼ (PGI) と北西部ロンバルディア州のピッツォチェッリ・デッラ・ヴァルテリーナ (PGI)



北中部モデナのアチェート・バルサミコ・ディ・モデナ (PGI)



北西部ピエモンテ地方のノッキオー・デル・ピエモンテ (PGI)



### 2.3.2 GI監視スキーム

2012年のEU規則（欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012）によってEU各国の当局はGI侵害に対して相互に迅速に対応する義務が定められた。イタリアでは農業食料森林政策省の農産加工品品質保護・不正防止中央監査機関（ICQRF）を中央機関とする体制が整備されている。

ICQRFは国内でのGI関連の法制度の整備やGI侵害の取り締まり、侵害報告の窓口業務を行うほか、侵害が疑われる製品の成分検査も実施する。EU各国当局及びEU域外の当局（米国の食品医薬品局FDA等）と連携し、さらに民間の大手電子商取引プラットフォーム事業者（Alibaba、Amazon、eBay）とも協定を結び、オンラインマーケットでGI侵害品が発見されると48時間以内に該当商品を撤去させる取り組みも行っている。

ICQRFには2つの主要な部門があり、1つは農業・食品詐欺防止及び対策局（PREF）、もう1つは生産者団体管理・認証及び消費者保護局（VICO）である。PREFは主にICQRFの地方事務所と研究所が実施する検査の監視と評価を担当し、VICOはGI製品の生産者団体の認証・管理や製品の検査を担当している。さらにICQRF直属の特別チーム（国内・海外での司法警察特別調査チーム、商品ラベルチーム等）がある。

#### 中央政府

| 機関名                                                                                                                                                                                                                              | 住所                              | 連絡先                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業食料森林政策省<br>(Ministero delle Politiche Agricole Alimentari e Forestali — MIPAAF)<br><br>農産加工品品質保護・不正防止中央監査機関<br>(Ispettorato centrale della tutela della qualità e della repressione frodi dei prodotti agroalimentari — ICQRF) |                                 |                                                                                                         |
| 農業食品詐欺防止及び対策総局<br>(Direzione generale della prevenzione e contrasto alle frodi agroalimentari—PREF)                                                                                                                              | Via Quintino Sella, 42,<br>Roma | Tel. + 39 646656662 / 635<br>Email:<br>pref.segreteria@politicheagricole.it<br>www.politicheagricole.it |
| 生産者団体管理・認証及び消費者保護局<br>(Direzione generale per il riconoscimento degli organismi di controllo e certificazione e tutela del consumatore — VICO)                                                                                   | Via Quintino Sella, 42,<br>Roma | Tel. +39 646656616 / 523<br>Email:<br>vico.segreteria@politicheagricole.it<br>www.politicheagricole.it  |

中央政府がEU規則 No.1151/2012第38条に基づくGI名称の市場監視当局でもある。

EU IPO (2017)<sup>16</sup>

<sup>16</sup> EU IPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

イタリアのGI監視スキームは、GI侵害を取り締まる監視員制度が特徴である。ICQRFの監視員はGI侵害に対して裁判や一般的な行政手続きを経ずに罰則を科す権限（Ex Officio）があり、それを積極的に活用している。

GI侵害には、誤解を招く表示など注意あるいは撤去を求めるだけのケースと、ワインの不正な混ぜ物など犯罪につながるケースがある。前者の場合はICQRFの監視員は交通違反のように決められた段階の罰則（生産・販売差し止めや罰金）を科す。後者の場合はイタリア国内法に基づき捜査を行う。監視員は警察のように身分証明バッジを携帯・提示して捜査を行っている。

監視員にはICQRFの職員以外にも、GI産品ごとの生産者団体であるコンソーシアムの職員もいる。コンソーシアムの監視員はコンソーシアムに雇用されており、ICQRFを管轄するMIPAAFの講習を受けて認可を得たうえで活動にあたっている。国内の取り締まりにおいてはICQRFの監視員に近い権限を持ち、市場（店舗、オンラインマーケット）の監視、個人・企業への調査（法的書類のコピーの要求・検査）、GI侵害品の押収、ICQRFへの報告、侵害が疑われる製品サンプルのICQRFの研究所への送付などを行う。海外では、国内のように公的な権限はないものの、所属するコンソーシアムのGI産品についての市場（店舗、オンラインマーケット）監視や市販食品の成分情報を網羅したオンラインデータベースを利用した調査などを通じて、違反があればICQRFに対応を求める。イタリアやEU域外でのGI侵害にも目を光らせている。

ICQRFが行う取り締まりはGI産品が市場に出る前の生産段階を対象とする場合が多いが、コンソーシアムの監視員や一般市民からの報告に基づき、該当するGI産品の市場での取り締まりも行っている。2018年のレポートでは、ICQRFは世界で54,000件の取り締まりを行い、そのうち2,588件で罰金を科している<sup>17</sup>。

また、GI保護制度に関しては世界一と自負するICQRFでは、東欧などのEU諸国に市場監視等に関する訓練も行っている。

---

<sup>17</sup> MIPAAF (2018) REPORT ICQRF 2018



### 2.3.3 GI侵害の事例

イタリアでは、イタリアのGIが侵害されたとして是正を求める事例は多数あるものの、他国のGI侵害に対応した事例は見当たらなかった。

#### 「プロセッコ」味のチップス

「プロセッコ（Prosecco）」はイタリア北東部のヴェネト州とフリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州の9つの県で生産されるPDOスパークリングワインである。2018年、ヴェネト州などのスーパーマーケットでポテトチップス「Pringles プロセッコ&ピンクペッパーコーン味」が販売され、大きな問題となった。

プロセッコに関わる複数のコンソーシアムがこれを批判する声明を挙げただけでなく、MIPAAFの大臣が「地域アイデンティティの泥棒は許されない」と厳しい対応を求めた。地元ヴェネト州知事も当該商品に「NO!」の文字を重ねた画像をSNSに投稿して批判した。「Pringles」を販売するアメリカのケロッグ社は、「プロセッコの認証製品を調味料に使用し、パッケージの記述もPDOのガイドラインに従っていた」と説明したが、プロセッコのコンソーシアムは、プロセッコの名を商品名に使用できるのは当局に認証された機関だけであり、不適切な使用はプロセッコの品質と生産地域をプロモーションしようとする我々にとって不利益になる」と主張した。

イタリア当局は、違反の報告を受けてから1週間後にはヴェネト州の地元スーパーから商品の押収を完了した。この商品は2018年のホリデーシーズン限定品で在庫が尽きれば販売を終了するということもあり、この事件は訴訟には至らず収束した。

似たような例として、2012年にドイツのディスカウントチェーンAldiが販売していた「シャンパン味シャーベット」がある。これは訴訟となり、欧州裁判所は「製品がその本質的な特徴の一つとしてシャンパンに起因する味を取り入れている場合には、PDOを悪用して過度の利益を得たとは言えない」と判断している。欧州委員会のラベル表示に関するガイドラインでも、GI製品を使用する割合を示すこととされており、イタリア以外の国では特に問題視されず、商品の回収もなされないとの見方もある。

(<http://theconversation.com/prosecco-flavoured-pringles-did-festive-snack-break-eu-law-125858>)

### 英国で包装された「プロシュット・ディ・パルマ」

「パルマハム」として世界的に有名な「プロシュット・ディ・パルマ（Prosciutto di Parma）」は、パルマ近郊で作られる豚のもも肉の生ハムである。1997年、プロシュット・ディ・パルマ・コンソーシアムは、英国のスーパーマーケットチェーンAsdaで販売されているパルマ産のハムが英国でスライス・包装されているためイタリアの法律に反するとして、Asdaを英国の裁判所に提訴した。コンソーシアム側は、独立した検査担当者が監督し生産からスライス、包装まで行った製品を「パルマ・デューカル・クラウン」のロゴをつけて販売しており、Asdaはそのルールを守っていないと主張した。

Asda側は、ハムそのものはパルマ産であり、高級な総菜売り場では顧客の目の前でスライスすることもあり、イタリアの法律を英国で適用することはできないとして反論した。

この訴訟は英国裁判所から欧州裁判所に持ち込まれ、2002年、欧州裁判所の Advocate-General(※中立的立場で法廷にアドバイスを行う法律専門家)が、パルマのスライスハムは英国や他の場所でスライスされてもPDO製品の「商業的素材特性」の保護に影響を及ぼさないとの見方を示し、Asda側の勝訴かと思われた。

しかし、2003年5月、欧州裁判所はその見解を覆し、「プロシュット・ディ・パルマ」のPDOは明らかにハムを製造地域でスライスし包装することを要求していると指摘した。裁判官は、そのような状況はEU内の商品の自由な移動を妨げることを認めつつ、しかし、PDOを保護するための例外とした。ハムのスライスと包装は、「これらの要件が満たされない場合、PDOの品質と信頼性ひいては評判を損なう可能性がある重要な作業を構成する」と判断され、コンソーシアム側の勝訴となった。

(<https://www.dailymail.co.uk/news/article-181559/Asda-loses-battle-Parma-ham.html>)

#### 2.3.4 対抗手段

イタリアでは中央機関であるICQRFの権限が極めて強くかつ集中しているため、GI侵害の多くはICQRFに報告して解決されている。

ただし、明らかなGI侵害ではなく製品の成分分析や商標権の判断が絡むような複雑な場合は、法律事務所を通じた手続きが進められることがある。また、日本のようにGI保護に関する協定が新たに結ばれたばかりの場合、当局は日本のGI製品の取り締まりを行ったことがなく、何が侵害になるかという基準が確立されていない。そのため民間ルートの手続きが必要になる可能性がある。

## ～GIを守るために～

### 侵害の通報窓口

#### 【行政ルート】

イタリアは、中央政府のICQRFがGIを管理する中央集権の国。GIの侵害はICQRFへ連絡する。ICQRFの窓口は農業食品詐欺防止及び対策総局。

pref.segreteria@politicheagricole.it

メールのほか、電話や無料でダウンロードできるメッセージアプリwhatsappでも受け付けている。

#### 【民間ルート】

法律事務所に対応を依頼するのは一般的ではないが、日本のGI製品の侵害は当局にとっても未知のケースであるため、民間に対応を依頼する可能性もありうる。法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特にGI、商標）を多く取り扱う弁護士を探したり、下記のような日本の組織に相談しても良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：  
[https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free\\_consultation/](https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/)

### 連絡方法

ICQRF担当課にメールで連絡。決まった申請様式はないが、違反を示す写真があると良い。法律事務所の場合もメールにて連絡する。

### 保護のしくみ

#### 【行政ルート】

ICQRFがGI侵害を発見あるいはGI侵害の報告を受けると、現地に赴き販売者あるいは製造者に製造に関する各書類等の提出を求める。生産者や販売者はこれに応じなければならない。違反が認められた場合、ICQRFが店頭から該当商品を撤去する。ICQRFは実際の店舗、オンラインマーケットを問わず、取り締まる。

#### 【民間ルート】

複雑なケースでは、民間の法律事務所を通じた法的調査、交渉、訴訟が行われる。

### 2.3.5関連法令

イタリアのGI関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁レポート<sup>18</sup>に基づいている。

#### GI根拠法令

- Ministerial Decree of 14 October 2013 implementing Regulation (EU) No1151/2012 (※EU 規則 No1151/2012 の国内施行に関する省令)
- Law of 7 August 1986, No 462 (※ICQRF の権限)
- Law of 27 December 2006 No 296 (※GI 管理体制)
- Legislative Decree of 19 November 2004, No 297 (※農産物)
- Ministerial Decree of 1 December 2005 in application of Legislative Decree No 297/04 (※上記の 2004 年第 297 号法の施行規則)
- Legislative Decree of 8 April 2010, No 61 (※ワイン)
- Law of 12 December 2016 No 238 (※ワイン)
- Ministerial Decree No. 5195 of 13 May 2010 (※スピリッツ)

#### その他

- Italian Industrial Property Code (Italian Legislative Decree n. 30 of February 10, 2005 (産業財産法))
- Italian Civil Code 2598 条 (民法 不当競争法に基づく地理的表示保護の規定)
- Italian Criminal Code (刑法)

---

<sup>18</sup> EUIPO (2017)Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states及びAnnex, Guide for public authorities and economic operators.